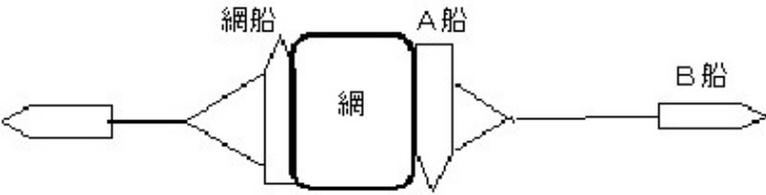


# 船舶事故調査報告書

令和5年11月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年12月28日 02時00分ごろ
発生場所	島根県松江市地藏崎北東方沖 美保関灯台から真方位039° 10.73海里（M）付近 （概位 北緯35° 42.3′ 東経133° 27.8′）
事故の概要	漁船第六十六浦郷丸及び漁船第十二浦郷丸は、ロープの巻き取り作業中、第六十六浦郷丸の機関士がロープとローラの間で身体を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和5年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第六十六浦郷丸、228トン 130848、浦郷水産株式会社（A社） 49.95m×8.40m×4.00m、鋼 ディーゼル機関、1,066kW、昭和63年12月23日 B 漁船 第十二浦郷丸、19トン SN2-2705（漁船登録番号）、A社 20.05m（Lr）×4.29m×2.04m、FRP ディーゼル機関、603.1kW、平成元年10月8日 第272-17488号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 37歳 五級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 令和4年8月29日 免状交付年月日 令和4年8月29日 免状有効期間満了日 令和9年8月28日 機関士A 71歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和49年9月6日 免状交付年月日 令和3年3月5日 免状有効期間満了日 令和8年3月4日 B 船長B 50歳 一級小型船舶操縦士

	免許登録日 平成30年3月19日 免許証交付日 平成30年3月19日 (令和5年3月18日まで有効)
死傷者等	A 重傷 1人(機関士A) B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約13m/s、視界 良好 海象：波高 約2.5～3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、巻き網漁の運搬船で、船長A、機関士Aほか4人が乗り組み、網船1隻及びB船を含む4隻の灯船で船団を構成し、令和4年12月27日04時30分ごろ、境港を出港し、23時ごろ、地蔵埼北東方沖の漁場で巻き網漁を開始した。</p> <p>A船は、約200m離れたB船に裏こぎ(巻き網漁中に網船と運搬船が網側に引き込まれないように、網とは反対側に灯船で牽引すること)されながら、漁獲物の収穫を行うこととした。(図1参照)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1 裏こぎを行いながら巻き網漁中の船団</p> <p>船長Aは、巻き網を終えてA船を網から離れた後、接続金具(以下「C環」という。)で繋がれたA船とB船の裏こぎ用の直径約45mmのロープ(以下「裏こぎロープ」という。)をA船の船上に揚げて、C環を切り離す作業(以下「本件作業」という。)を行うこととした。</p> <p>船長Aは、甲板員に左舷甲板上でC環の切り離しを担当させ、右舷甲板上に設置された縦型のローラ(以下「縦ローラ」という。)を介し、B船が接近してたるんだ裏こぎロープの巻き取り作業を開始していたところ、機関士Aが同作業を交代する旨を申し出たので、交代して船橋に向かった。(図2参照)</p>

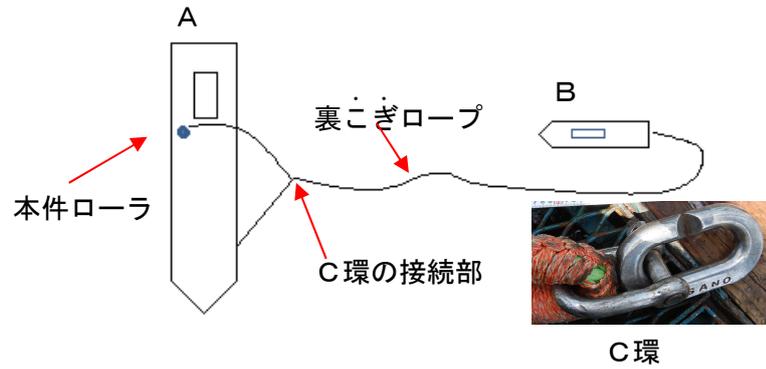


図2 B船がA船に接近して本件ロープを緩めた状態

機関士Aは、縦ローラの右舷側に立ち、裏こぎロープを縦ローラに時計回りに4～5回巻き付けて両手で持って引いていたところ、02時00分ごろ、突然、裏こぎロープに引かれて身体が縦ローラに巻き込まれて負傷した。(図3参照)

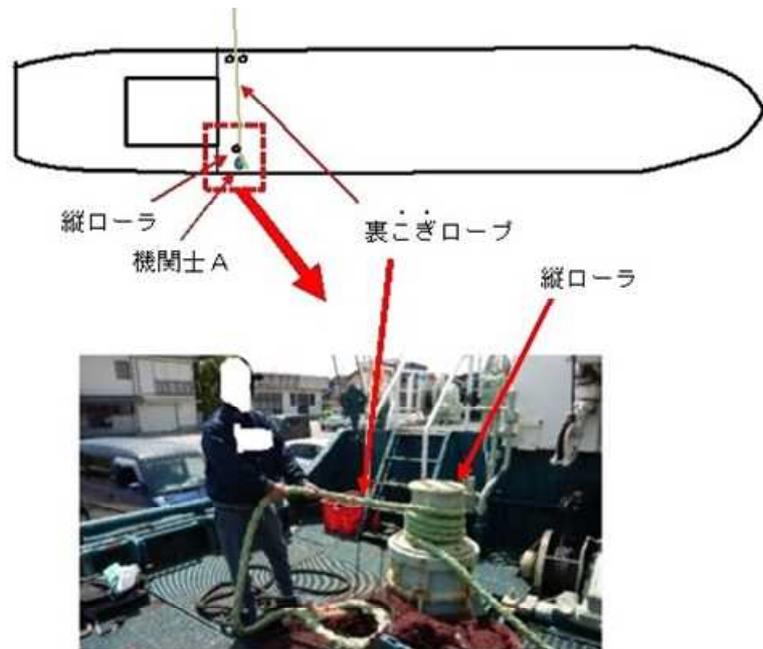


図3 機関士Aの作業位置及び作業姿勢（船長Aが再現）

船長Aは、船橋に向かっていたとき、バーンという音がしたので、船橋下の甲板を見て機関士Aが倒れていることに気づき、無線で僚船に乗船している船団の漁労長に救急車の手配を頼んだ。

漁労長は、救急車の手配をするとともに、A社に本事故の報告を行い、海上保安庁にも通報した。

B船は、船長B及び甲板員1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、A船が網から離れて裏こぎを終えた後、本件作業を行うにあたり、左転して約50m A船に接近して裏こぎロープを緩めた状態で本件作業が終了するまで待機していた。

船長Bは、いつもであればA船からの本件作業の終了の合図の確認

	<p>を自ら行っていたが、本事故時は波が高く裏こぎロープがプロペラに絡まないように操船に専念する必要があったので、本件作業の終了の確認を甲板員Bに指示した。</p> <p>甲板員Bは、本件作業を目視で確認していたところ、裏こぎロープがたるんだ様子を見て本件作業が終了したものと思い、船長Bに、その旨を報告した。</p> <p>船長Bは、本件作業が終了したものと思い、B船を右転させ前進しA船から離れた後、機関士Aが負傷したことを知った。</p> <p>機関士Aは、僚船により境港まで搬送された後、救急車で病院に搬送され、両側前腕挫滅創、左肘頭骨折、左第5中手骨開放骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関士Aは、本事故時、ヘルメットをかぶり、ゴム手袋をして、上下のカップを着用した上に、固定式救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員Bは、本事故の約5か月前に漁船に初めて乗船し、B船に乗船したのは約3か月前からで、船長Bから本件作業について確認を指示されたのは本事故時が初めてで、本件作業の終了を示す口頭や手振りの合図について知らなかった。</p> <p>船長Aと船長Bは、これまでは両船の担当者間での口頭や手振りの合図で本件作業の終了の確認ができていたので、無線等を使用して両船間の相互確認を行っていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B あり</p> <p>機関士Aは、A船及びB船が地蔵埼北東方沖で本件作業中、縦ローラを介して裏こぎロープを両手で引いていた際、本件作業が終了する前にB船が右転して前進したことから、機関士Aが縦ローラの方に引っ張られ、縦ローラに身体を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、甲板員Bが本件作業の終了を示す口頭や手振りの合図について知らず、裏こぎロープがたるんだ様子を見て本件作業が終了したものと思い、船長Bに本件作業が終了したと報告したことから、本件作業が終了する前に右転して前進したものと考えられる。</p> <p>船長Aと船長Bは、これまでは両船の担当者間での口頭や手振りの合図で本件作業の終了の確認ができていたことから、無線等を使用して相互確認を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、地蔵埼北東方沖において、A船及びB船が本件作業中、B船が、本件作業が完了していない状態で右転して前進しA船と離れたため、裏こぎロープが引かれて緊張して、機関士Aが縦ローラ</p>

	<p>ラに身体を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>A社は、本事故後、次の再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、裏こぎロープの切り離し作業を行う際は、二船間で無線連絡を行い、確実にC環が外れたことを相互に確認するようにした。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、裏こぎロープの切り離し作業を行う際は、二船間の連絡を確実に行うこと。</li> <li>・ 船長は、漁ろう作業に習熟していないものには、重要な確認作業を任せないこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

